医療関連サービスマーク制度 調査内容 (在宅酸素療法における酸素供給装置の保守点検業務)

令和5年9月27日一部改正 (令和6年6月1日認定から適用)



一般財団法人 医療関連サービス振興会

- 1. 認定審査時の提出書類及び実地調査時の確認書類等
- 2. 書類審査 P1~ 4
- 3. 実地調査 P5~28

I.認定申請時の提出書類

- 1. 医療関連サービスマーク認定申請書
- 2.認定申請書類の省略について(省略するものがある場合。) (様式9)
- 3. 誓約書
- 4. 事 業 概 要 書 (様 式 1)
- 5.組織概要書(様式2)
- 6.決算書類(収支計算書、貸借対照表等経営状態を表す書類。事業者が個人の場合は、 税務申告書類等の(写)。直近3か年分、ただし更新の場合は直近2か年分)
- 7,登記簿謄本
- 8.代表者の履歴書兼確認書(様式3)
- 9. 本 サ ビスに係る事業所 覧表 (様式4)
- 10.受託責任者等配置状況 5表 (様式5)
- 11.受託責任者の本サービスに係る経歴がわかる履歴書(様式6)
- 12.受託責任者に係る指定講習会修了証(写)
- 13.再委託先のリストおよびその契約書(写) (修理を委託する事業者を含む。)
- 14.再委託元のリストおよびその契約書(写)
- 15. 喬度管理医療機器販売業・貸与業の許可書(写)
- 16.製造業の許可書(写) (医薬品医療機器等法および高圧ガス保安法による)
- 17.医薬品の販売業の許可書(写)
- 18.高圧ガスの販売業の許可書(写)または届出の受理書(写) (1日高圧ガス取締法または高圧ガス保安法による)
- 19.標準作業書(新規申請のみ)
- 20.業務案内書(新規申請のみ)
- 2 1.酸素供給装置のマニュアル(取扱説明書)(新規申請のみ)
- 2 2. 医療関連サービスマークの使用状況 (様式7)
- 23. 自己評価票(様式8)
- 24.代行保証契約書(写)又は、代行に係る社内体制図等
- 2 5.賠償資力の確保に関する書類

〈実績がある場合〉 (制度保険) ①制度保険加入依頼書 (様式保1)

(代替保険) ②賠償責任保険に関する誓約書 (様式保4)

保険契約に関する証明書 (様式保6)

〈実績がない場合〉 (制度保険) ①制度保険に関する誓約書 (様式保2)

制度保険加入依頼書 (様式保1)

(代替保険) ②賠償責任保険に関する誓約書 (様式保5)

II.実地調査時の確認書類等

- 1.一般財団法人医療関連サービス振興会倫理綱領
- 2. 厚生省健康政策局長通知(平成 5年2月15日建攻第98号最终处: 今和2年8月5日**25**0805第8号 (写
- **3.**厚生省健康政策局指導課長通知(平成 5年2月15 **日**第14号最終近令和3年9月9 **日9**2009第28号 写 平成8年3月2 6日指第1 8号 写
- 4.通産省立地公害局保安課長通達(平成元年1 1月8日元保安第6 9号) 「在宅酸素療法用酸素及び装置取扱安全基準」 写
- 5. 自己評価票
- 6.締結済みの医療機関との契約書(写)
- 7.再委託契約書(再委託をしている事業者及び受託している事業者)
- 8.研修のスケジュール表及び研修記録
- 9.健康診断の記録簿又は健康診断受診病院の証明書(健診年月日、氏名、健診項目)、 健康診断に係る社内規定等
- 10.緊急時の対応体制図
- 11.点検用具の校正記録、酸素供給装置の消毒記録
- 12.業務管理日誌
- 13.標準作業書
- 14.業務案内書
- 15.設置、保守点検、不具合時の作業記録
- 16.設置、保守点検、修理に関する医療機関への報告書(写)
- 17.酸素供給装置の設置、保守点検及び修理時の患者等への対応マニュアル
- 18.酸素供給装置の使用マニュアル
- 19.患者、家族からの連絡時の対応方法、マニュアル等
- 20.緊急時の連絡先標示物
- 21.安定したサービス提供のための代行保証契約書 写)又は、社内体制図
- 22.緊急・災害対応マニュアル
- 23.緊急・苦情対応マニュアル
- 24.苦情窓口、連絡先を明示したもの
- 2 5.苦情対応記録
- 2 6. 医療関連サービスマークの使用状況 該当事業者のみ) (書類以外)
- 27.保守点検に要する用具
- 28.業務車両

1. 書類審査

事業者の資格要件 (実施要綱 2)

チェック項目	チェックポイント
認定を受ける事業者は次の要件を満たすこと。	※別項の「申請手続き」欄に掲げる各申請書の内容を審査し た結果判断する。
①経営状態が正常かつ良好であること。	決算書により確認する。
②継続的な本サービスの提供が可能であること。	事業概要書により判断する。 事業実績がない場合又は、申請時に医療機関との契約が中 断している場合の申請書類の取り扱いは、別項「申請手続き」 のそれぞれに記載してあるので、留意し確認する。
③医療法、医薬品医療機器等法、高圧ガス保安法の ほか、労働関係法規、その他の関係法令を遵守す るものであること。	代表者の誓約書等により確認する。
④認定の取消しを受けた事業者にあっては、取消し 後2年以上を経過していること。	振興会の管理記録等により確認する。
⑤本サービス以外の事業を営む場合、本サービスの 社会的信用を損なうものでないこと。	登記簿謄本、事業概要書により確認する。

申請手続 (実施要綱 4)

チェック項目	チェックポイント
申請者は、以下の書類の提出が必要	※左記に掲げる提出書類について、内容等を確認し、不備がある場合は、照会等により補正すること。
①事業概要書(様式1)	・「成立年月日」及び「資本金(基金)」 登記簿謄本に記載されている当該事項と符合していること。
	・「年間総売上高」 決算書の損益計算書上の総売上高と符合していること。
	・「本サービスの開始年月」 開始時期を確認する。 ※事業実績がない場合記載不要
	・「本サービス以外の事業」 記載されている事業は、登記簿謄本に記載されている事業 であること。 社会的信用を損なう恐れのある事業が含まれていないこと。
	・「本サービスに係る従事者の内訳」 当該事業所の本サービス業務に係る従事者数について、所 定の記載がされていること。 ※事業実績がない場合は、予定者数が記載されていること。
	・「月別売上高」 ①月別売上高は、「申請月の前々月から過去12か月分」 が記載されていること。 ②合計欄に誤りがないか、検算して確認する。 ※ 事業実績がない場合記載不要 その他の欄の記載について、所定の記載がなされていること。
②組織概要書(様式2)	・「組織の概要」 事業者全体の組織概要が簡明に記載されていること。
	・「本サービス部門の業務分掌」 本サービス部門の組織図等が簡明に記載されていること。

チェック項目 チェックポイント

③決算書類(直近3か年分(ただし、更新の場合は 直近2か年分)。事業者が個人の場合は税務申告 書類等) 資金面からの経営状況、事業の継続性を考察する。

損益状況

慢性的な赤字決算で繰越し欠損額が事業規模から見て大幅な欠損が継続されるなど先行き経営不安が予想される場合は、資金繰り上支援する親会社、系列会社、金融機関などから支援措置が取れるかを確認しておく。

財務状況

資産・負債・資本の状況から見て流動資産の額を流動負債が大幅に上回っていないか、流動負債は損益計算上の年間収益の4か月分相当を超えていないか。損益状況及び財務状況から総合的に考察し判断する。

なお、赤字の場合でも経営内容等検討し、一律に不可としないこと。

提出書類(認定申請書、事業概要書、履歴書等)に記載の 社名、所在地、資本金、設立年月、代表取締役名及び事業内 容が、登記簿謄本に合致していることを確認する。

当該代表者が、個人の履歴書上問題ないか確認する。

本サービス事業所は、「受託責任者等配置状況一覧表」 (様式5)に記載されている事業所と符合していること。

「本サービスに係る事業所一覧表」(様式4)に記載の事業所ごとに配置されていること。

次のことを確認する。

- ①3年以上の本サービス業務の経験を有していること。
- ②「受託責任者等配置状況一覧表」(様式5)に記載の受託責任者全員の履歴書が提出されていること。

次のことを確認する。

- ①指定講習会の修了証(写)が提出されていること。
- ②修了証(写)は有効期間内であること。

(講習会の受講は、認定日前3年以内のものであること)

再委託先のリスト及び契約書(写)が提出されていること。 ※ 再委託していない場合は確認不要

再委託元のリスト及び契約書(写)が提出されていること。 ※再委託を受けていない場合は確認不要

「本サービスに係る事業所一覧表」(様式4)の「事業所名」に記載してある全ての事業分が提出されていること。

酸素の詰め替えを行う事業者では、これを行う事業所の医薬品医療機器等法及び高圧ガス保安法による製造業の許可書 (写)が提出されていること。

酸素の詰め替えを行わない事業者は確認不要

酸素ボンベ、液化酸素装置の本サービスの提供を行う事業者で、高圧酸素ガスの販売を行う事業者では、これを行う事業所に係る医薬品医療機器等法による医薬品の販売業(一般販売業又は特例販売業)の許可書及び高圧ガスの販売業の届け出の受理書(写)(旧高圧ガス取締法による高圧ガスの販売業の許可を受けている場合は、その許可書(写)が提出されていること。

酸素ボンベ、液化酸素装置を取り扱わない事業者は確認不要

④登記簿謄本(事業者が法人の場合)

⑤代表者の履歴書兼確認書(様式3)

⑥本サービスに係る事業所一覧表(様式4)

⑦受託責任者等配置状況一覧表(様式5)

⑧受託責任者の本サービスに係る経歴がわかる履歴書(様式6)

⑨受託責任者に係る指定講習会の修了証(写)

⑩再委託先のリスト及び契約書(写)

⑪再委託元のリスト及び契約書(写)

⑩高度管理医療機器販売業・貸与業の許可書(写)

③製造業の許可書(写)

⑭医薬品の販売業の許可書(写)及び高圧ガスの販売業の許可書(写)または届け出の受理書(写) (旧高圧ガス取締法または高圧 ガス保安法による)

チェック項目	チェックポイント
⑤標準作業書	次の事項が手順にそって記載されている標準作業書が提出
	されていること。
	設置標準作業書、酸素の配送時及び定期保守点検時の保守
	点検作業書
	①設置場所 ②火気からの距離
	③通風換気状態
	④ 温度 上昇防止策
	⑤酸素供給装置の外観・消耗品等
	⑥ガス流路の漏れの有無
	⑦点検後の動作確認
	⑧酸素流量及び濃度
	⑨警報装置の異常
	(酸素ボンベの場合)
	⑩流量計の機能
	①酸素供給装置の外観
	⑫消火器の設置 ⑬残量
	● 次星 ④圧力計(ゼロ点の確認)
	⑤圧力調整器、安全弁等
	⑩転倒防止策及びバルブの保護
	(液化酸素装置の場合)
	⑩流量計の機能
	⑪酸素供給装置の外観
	⑫消火器の設置
	⑬残量
⑥業務案内書	次の事項が記載されている業務案内書が提出されているこ と。
	①事業者の管理体制
	②規模や受託業務に応じた配置人員
	③酸素供給装置設置のための標準的作業の要点
	④酸素配送時に行う酸素供給装置保守点検、そのための標
	準的作業の要点
	⑤酸素供給装置定期保守点検のための標準的作業の要点 ⑥酸素供給装置不具合時の標準的作業の要点
	②酸素供給装置不具合時・事故時の連絡先、対応方法
	②本サービスにおける過去の苦情例及び原因と対処方法
①酸素供給装置の使用マニュアル	次の事項が記載されている使用マニュアルが提出されてい
	ること。
	※緊急用酸素ボンベ及び携帯用酸素ボンベについても必要。
	①作成又は改訂年月日
	②医療用具製造承認番号
	③類別及び一般的名称等 ④販売名
	(多格部の名称及び機能) (多格部の名称及び機能) (おおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおお
	⑥装置の仕様
	⑦操作方法及び使用方法
	⑧使用上の注意
	
	⑩緊急連絡先
	⑪日常点検及び手入れ
	②製造業者又は輸入販売業者の指名又は名称及び住所等
	(酸素ボンベ、液化酸素装置の場合)
	次の事項について患者、家族が応急にとるべき処置方法が
	記載されていること。 ③流量の低下・ガス漏れ
	O WOLE TO THE TOTAL MINISTORY

チェック項目	チェックポイント
	⑭火災の発生 ⑮バルブ等の凍結・凍傷の手当 ⑯外出時の事故
⑱医療関連サービスマークの使用状況(様式7)	医療関連サービスマークの使用状況が提出されていること。 ※新規事業者は提出不要 ①使用している場合は、用途を記載すること ②使用している場合は、現物若しくは写真を添付すること。
⑨自己評価票(様式8)	「本サービスに係る事業所一覧表」(様式4)に記載の事業所分が提出されていること。 ※新規事業者は提出不要
⑩代行保証契約書(写)又は代行に係る社内体制図等	代行保証体制が整備されていること。 〈代行保証形態〉 □他の事業者と契約 □社内体制 1他の事業者との代行保証契約による場合 ①業務代行範囲等を明記した契約書(写)があること。 ②能力的に代行保証できる事業者であること。 ③代行にあたっての連絡体制が明確であること ④在宅酸素業務サービスマークの認定事業者であること。 2 自社体制の場合 ①代行に係る社内体制が整備されていること。 ②在宅酸素業務の認定事業所等、その能力を有すること。 ※事業実績がない場合は提出不要
②賠償資力の確保関する書類	次のことを確認する。 1 必要書類の提出がさているか。 〈実績がある場合〉 □①制度保険加入依頼書 (様式保1) □②賠償責任保険に関する誓約書 (様式保4) 保険契約に関する証明書 (様式保6) 〈実績がない場合〉 □①制度保険に関する誓約書 (様式保2) 制度保険加入依頼書 (様式保1) □②賠償責任保険に関する誓約書 (様式保5) 2 所定事項の記載、捺印がされているか。 3 「保険契約に関する証明書」に係る記載事項等の確認。 ①証明者は、保険会社か(代理店は不可)。 ②保険加入期間は、認定予定日を含んでいるか。 ③「請負業者賠償責任保険」及び「生産物賠償責任保険」について証明されているか(どちらが欠けているときは不可)

実地調査における評価について

○ 基本的事項

実地調査における評価は、調査時点での状況により行います。

- 評価の記載方法
 - ①「a」「b」「c」に記載した内容は、評価の判断区分です。
 - ②NA(Not Applicable(評価非該当)):調査該当事由がないため評価から除外します。
 - ③ 中項目「A」「B」「C」「D」「E」評価は、小項目「a」「b」「c」評価の積によります。 なお、小項目で「NA」のある場合は、母数から除外し評点します。

○評点方法

中項目の評点は各項目ごとに明示した評価判定区分にて行います。

実施要綱に基づくチェック項目	チェックポイント	評価判定
事業者の資格要件 ※実施要網2 医療法、医薬品医療機器等法、 高圧ガス保安法その他関係諸法令 を遵守するものであること。	【1】関係法令の遵守 医療法、医薬品医療機器等法、高圧ガス保安法その他関係諸法令 を遵守しているか確認する。	A:全てがa B:aとb D:A、B、E以外 E:全てがc
	1. 次の確認書類が事業所に準備されているか ①厚生省健康政策局長通知(平成5年2月15日健政発第98号、最終改正 令和3年9月9 ②厚生省健康政策局指導課長通知(平成5年2月15日指第14号 最終改 ③通商産業省立地公害局保安課長通達(平成元年11月8日元保安第6 「在宅酸素療法用酸素及び装置取扱安全基準」 a 全て準備している c 準備していない	文正:令和2年8月5日医政地発0805第1号)
	2. 充填容器等(酸素)の配送は、高圧ガス保安法に定める保安上の技術基準を遵守し、車両に災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等の携行が行われていること。 ※高圧ガス保安法23条、一般高圧ガス保安規則第50条に定める移動に係る技術上の基準を遵守した配送 ①警戒標識 有・無 ②防災工具 有・無 ③消火器 有・無(適正な消火能力、有効期限内) ④移動中の災害防止に必要な注意事項を記載した書面 酸素 有・無・NA(取扱いが無い場合) 液化酸素 有・無・NA(取扱いが無い場合) まで、大で酸素 で、携行しているが点検は未実施で、携行しているが点検は未実施で、携行していない NA充填容器等(酸素)の配送を行っていない事業者 NA内容積が25な以下である充填容器等のみを積載した車両で、内容総量が50な以下、かつ高圧ガス移動時の注意事項が記されたラベルが容器に貼付されている場合	a b c NA

認定基準に基づくチェック項目	チェックポイント	評価判定
基本的事項 ※認定基準1		
(1)振興会倫理綱領を遵守してい	【2】倫理綱領の遵守	A:全てが a
ること。	代表者及び本サービスの担当役員(やむを得ない場合は、これに準	
	ずる管理者等)が内容について理解しているかを確認する。	
		D:A、E以外
		E:全てが c
	1.「倫理綱領」の存在を知っているか	а с
	a 知っている	
	c 知らない	
	2.「倫理綱領」の内容を理解しているか	а с
	a 理解している	
	c 理解していない	
	3. 従事者等に対しどのような方法で周知徹底しているか	a c NA
	a 周知している	
	c 周知していない	
	NA 新規申請の場合	
	〈周知方法〉	
	□ 社内掲示	
	□ 朝礼等の会合	
	□ 研修	
	□ 配布	
	□その他の方法(
(0)		
(2)事業者は、適任者を選任し、	【3】自己評価	A:全てが a
本サービスの提供体制等について、	自己評価実施体制について、次のことを確認する。	B : cがなく a が2/3以上
少なくとも年1回以上事業所ごと	※新規申請の場合は、「NA」とする。	D. A. D. E.W.H.
に自らの評価を実施し、継続的改		D:A、B、E以外
善に努めること。また、評価結果 の記録すがよりの左関切符しませ		E:全てが c
の記録を作成し2年間保管しなけ ればならない。		N A
1044 0 4 0°	┃ ┃ 1.実施担当部門(又は担当者)が定められているか	a b c
	a 担当部門(又は担当者)を定めている	a b c
	b 実施の都度、担当者を定めている	
	ca、b以外	
	2. 事業所ごとに年1回以上実施されているか	a c
	a 実施している	<u> </u>
	c 実施していない	
	3.評価の記録は作成されているか	а с
	a 作成している	
	c 作成していない	
	4. 評価結果に対する改善検討が行われているか	а с
	a 実施している	
	c 実施していない	
(4)個人情報保護に関する方針を	【4】個人情報保護	A : 全てが a
定め、遵守すべき義務等を規定し、	個人情報保護について、次のことを確認する。	
個人情報の保護に努めること。		
		D:A、E以外
		E :全てが c
	1. 基本方針を定めているか	a c
	a 定めている	
	c 定めていない	

認定基準に基づくチェック項目	チェックポイント	評価判定
	2. 規定は作成されているか	а с
	a 規定がある	
	c 規定がない	
	3. 利用目的が特定されているか	а с
	a 特定されている	
	c 特定されていない	
	4. 従事者に対し、どう対処しているか	а с
	《対処方法》	
	□就業規則(その他これに準ずるもの)に規定している	
	※〔その他規則の名称:	
	□従事者から誓約書を提出させている	
	a 上記のいずれかの方法により対処している	
	c 対処していない	
本サービスの提供体制 ※認定基準3		
(1)受託責任者の配置	┃	
(2)受託責任者の要件		
受託責任者は、次の要件すべてを		
満たす者でなければならない。		
ア.次の事項について十分な知識		
を有すること。		
①医療機関の社会的役割と組織		
②在宅酸素療法の意義		
③在宅酸素療法等在宅医療に係る		
保健・医療福祉及び保険の制度		
④本サービスの対象とする酸素		
供給装置の原理・構造及び保守		
点検の方法		
⑤在宅酸素療法の患者、家族等		
との対応の方法		
⑥医療法・医薬品医療機器等法・		
高圧ガス保安法等関係法規		
イ、次の経験を有すること。		
本サービスの対象とする酸素供給		
装置の機種について、3年以上の		
本サービス業務の経験		
ウ. 振興会が指定する講習会を修		
了した者 だだし、3年以内(認定日起点)		
にたし、3年以内(認定日起点) の講習会であること。		
(3) 受託責任者の役割と責務		
(4) 従事者の配置		
(5) 従事者の研修	【5】研修体制整備	A:全てが a
事業者は、従事者の資質を向上さ	初任者研修及び通常の研修の計画、スケジュール表、研修記録等に	R: cがなく a が2/3以上
せ、業務を的確かつ安全に行うた	より、次のことを確認する。	C: c がない
め、適切な研修・訓練を計画的、		D:A、B、C、E以外
継続的に行わなければならない。		E:全てが c
なお、従事者の研修は、内部の		
研修にとどまらず外部の研修も活	1. 教育・研修を担当する部門(又は担当者)が定められているか	a b c
用することが望ましい。また、研	a 担当部門又は担当者を定めている	
修に関する記録を作成し、2年間	b 実施の都度、担当者を定めている	
保管すること。	c a、b以外	

認定基準に基づくチェック項目	チェックポイント	評価判定
	2. 現任者カリキュラムは作成されているか (アクロア・ロー・アクロア・アクロア	a c
	(カリキュラムとは、研修内容(研修項目、時間、手法等)を	
	定めたもの)	
	a 作成している	
	c 作成していない	
	3. 初任者カリキュラムは作成されているか	а с
	a 作成している	
	c 作成していない	
	4. 年間実施計画は作成されているか	а с
	〈対象:現任者〉 	
	(実施計画とは: 時期、項目、時間、講師、対象者等実施運営方法を	
	定めたもの)	
	a 作成している	
	c 作成していない	
	5. 年間実施計画は、全項目を網羅しているか	a b c
	※項目は、2か年以内に全項目を包含していれば可	
	(研修項目)	
	①医療機関の社会的役割と組織 有・無	
	②在宅酸素療法等在宅医療に関する保健、医療、福祉	
	及び保険の制度 有・無	
	③本サービスの対象とする在宅酸素供給装置の原理・	
	構造及び保守点検の方法 有・無	
	④緊急時の対応 有・無	
	⑤患者、家族等との対応と守秘義務 有・無	
	⑥在宅酸素療法の意義 有・無	
	⑦医療法、医薬品医療機器等法、高圧ガス保安法等の	
	関係法規 有・無	
	⑧酸素供給装置の配送・設置と容器の交換 有・無	
	③医療機関との連絡 有・無	
	⑩装置の取扱方法の説明 有・無	
	①標準作業書 有・無	
	②個人情報保護 有・無	
	a 全て網羅している	
	b a、c以外	
	c ③~⑤及び⑧、⑩に欠落がある	
	6. 研修内容、実施方法等の改善見直し体制があるか	a b c
	a 改善見直し検討会等を設置し、年1回以上改善検討している	
	b 検討会等の設置はないが、年1回以上改善検討している	
	c a、b以外	
	7. 改善見直し検討記録は作成されているか	а с
	a 作成している	
	c 作成していない	
- And to a TII lite	Follower transfer or the	A . A - /S
ア、初任者の研修	【6】初任者研修の実施	A:全てが a
初任者に対しては、講習及び実	※調査日前1年間の採用者(社内の他の業務からの配置換え者を	B:cがなく a が2/3以上 C: c がない
習により十分な教育訓練を行った 後で実務に従事させなければなら	含む)について確認する。 ※対象者がいない場合は「NA とする。	し: c かない D: A、B、C、E 以外
ない。	(1) ************************************	E:全てが c
	(1)対象者数 名 (2) 平謀本数 タ	N A
	(2)受講者数 名 (2) 亞條百日	
	(3)研修項目	
	①医療機関の社会的役割と組織 有・無	

認定基準に基づくチェック項目	チェックポイント		評価判定	
	②在宅酸素療法等在宅医療に関する保健、医療			
	福祉及び保険の制度	有・無		
	③本サービスの対象とする在宅酸素供給装置の)原理		
	・構造及び保守点検の方法	有・無		
	④緊急時の対応	有・無		
	⑤患者、家族等との対応と守秘義務	有・無		
	6在宅酸素療法の意義	有・無		
	でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でい。 でいる。 でい。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい。 でいる。 でいる。			
	等の関係法規	有・無		
	⑧酸素供給装置の配送・設置と容器の交換	有・無		
	9医療機関との連絡	有・無		
	⑩装置の取扱方法の説明	有・無		
	①標準作業書	有・無		
	②個人情報保護	有・無		
	1. 研修項目は全項目網羅しているか	H 7/17	a b c	
	a 全て網羅している			
	b a c 以外			
	c ③~⑤及び⑧、⑩に欠落がある			
	2. 研修記録は作成されているか		a c	
	a 作成している			
	c 作成していない			
	3. 研修の実施時期は適切か			
		7	a b c	
	a 十分な研修を行った後、業務に従事させてい ト ② - CR が ②			
	b③~⑤及び⑧、⑩の研修を行った後、業務に	- 促争させている		
	c a、b以外			
イ. 研修・訓練の継続	【7】現任者研修の実施		A:全てが a	
従事者の本サービスの水準を維	※本サービスの立ち上げ後1年を経過していない	場合は、「NA」	B : cがなく a が2/3以	
持、向上させ、業務を的確かつ安	とする。		C:cがない	
全に行うため、適切な教育訓練を	※対象者がいない場合は、「NA」とする。		D:A、B、C、E以外	
継続的に実施しなければならない。			E:全てが c	
			N A	
ウ. 研修項目				
研修項目には次の事項を含んで	1. 実施計画どおり実施されているか		a b c	
いること。	(対象:調査日前1年間分)		(実施状況の確認方法)	
①医療機関の社会的役割と組織	a 実施計画の90%以上実施している		調査日前1年間分の年	
②在宅酸素療法等在宅医療に係る	b 実施計画の60%以上~90%未満の実施で	である	間実施計画と実施記録	
保健・医療福祉及び保険の制度	c 実施計画の60%未満の実施である		を照合し、年間実施計	
③本サービスの対象とする酸素			画にそって実行されて	
供給装置の原理・構造及び保			いるかを確認する	
守点検の方法	2. 受講状況はどうか		a b c	
④緊急時の対応	(対象:調査日前1年間分)		(受講状況の算出方法	
⑤患者、家族等との対応と守秘	a 対象者の90%以上が受講している		実施日ごとの受講率を	
<u> </u>	b 対象者の60%以上~90%未満の受講でる	ある	算出し、その平均値で	
義務			確認する	
義務 ⑥在宅酸素療法の意義	c 対象者の60%未満の受講である			
義務				
義務 ⑥在宅酸素療法の意義			a b c	
義務 ⑥在宅酸素療法の意義 ⑦医療法、医薬品医療機器等法、	c 対象者の60%未満の受講である		a b c	
義務 ⑥在宅酸素療法の意義 ⑦医療法、医薬品医療機器等法、 高圧ガス保安法等の関係法規	c 対象者の60%未満の受講である 3. 研修記録は作成されているか		a b c	
義務 ⑥在宅酸素療法の意義 ⑦医療法、医薬品医療機器等法、 高圧ガス保安法等の関係法規 ⑧酸素供給装置の配送・設置と	c 対象者の60%未満の受講である 3. 研修記録は作成されているか a 個人別に研修記録を作成している		a b c	
義務 ⑥在宅酸素療法の意義 ⑦医療法、医薬品医療機器等法、 高圧ガス保安法等の関係法規 ⑧酸素供給装置の配送・設置と 容器の交換	c 対象者の60%未満の受講である 3. 研修記録は作成されているか a 個人別に研修記録を作成している b a、c以外	行っているか	a b c	
義務 ⑥在宅酸素療法の意義 ⑦医療法、医薬品医療機器等法、 高圧ガス保安法等の関係法規 ⑧酸素供給装置の配送・設置と 容器の交換 ⑨医療機関との連絡	c 対象者の60%未満の受講である 3. 研修記録は作成されているか a 個人別に研修記録を作成している b a、c以外 c 作成していない	行っているか		

認定基準に基づくチェック項目	チェックポイント	評価判定
	5. 研修記録は2年間分保管されているか a 2年間分以上保管している ※受託期間が2年未満の場合は、その期間 b 1年間分以上保管している ※受託期間が2年未満の場合は、その期間の1/2以上	a b c
(6) 従事者の健康管理 ア. 事業者は、雇用形態を問わず 全ての従事者に対し、労働安全 衛生法(昭和47年法律第57 号)に定める健康診断を実施し、 その記録を保管しなければなら	c a、b 以外 健康診断記録簿等の健康管理に関する記録により、次のことを確認す (調査日前2年間分) ※健康診断記録簿の提示が出来ない場合の確認方法 ・健康診断実施病院の証明書により確認 健診年月日、氏名、健診項目	3.
ない。	【8】雇入時の健康診断 調査日前1年間以内に雇い入れした者について次のことを確認する。 ※対象者がいない場合は「NA」とする。 〈実施状況〉 (1)対象者数 名	A:全てが a D: A、E 以外 E:全てが c
	(2) 実施者数 名 1. 受診状況はどうか a 対象者 1 0 0 %実施 c 未実施の者がいる	N A c
	2. 健康診断の結果の記録は保管されているか a 保管している c 保管していない 【9】定期健康診断	a c c A:全てが a
	調査日時点における従事者を対象に次のことを確認する。 〈実施状況〉 (1)対象者数 <u>名</u> (2)実施者数 <u>名</u> ※ただし、雇い入れ時の健康診断を実施し1年を経過していない者	B:cがなく a が2/3以上 C: c がない D: A、B、C、E 以外 E:全てが c
	にあっては、員数から除くことができる。 1. 実施体制が整備されているか	a b c
	2. 受診状況はどうかa 対象者100%実施c 未実施の者がいる3. 前年度、前々年度の実施状況はどうか	a c
	(調査対象:更新事業者) ※従事者を特定し、当該2か年分について、定期健康診断が継続して実施されていることを確認する。 〈確認〉 (1)前年度 有・無	
	(2)前々年度 有・無 a 実施している b 実施していない年のある者がいる c a、b 以外 NA 会社設立年次等による対象外の場合 NA 新規事業者	

認定基準に基づくチェック項目	チェックポイント				評価判定
	4. 健康診断実施後の措置は適正に行われているか(労働安全衛生 法第66条の5 事業者は、医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、等の措置を講ずるほか、) a 措置している(対象者がいない場合を含む) c 措置していない 5. 健康診断の結果の記録は保管されているか a 保管している c 保管している c 保管しているか ※選任義務:常時50人以上の労働者を使用する事業場は必置 a 選任している				a c
	c 選任している NA 選任義務か				
イ. 事業者は、健康教育の実施に よって、従事者の日常的な健康 の自己管理を促し、感染症の感 染を予防しなければならない。	【10】日常の健康	管理 責任者による従誓	事者の日常の健康管理	里について、	A:全てが a C: c がない D: A、C、E 以外 E:全てが c
	事者の日常的なか。 a 毎日始業時	な健康の自己管理 にチェックしてい ないが、毎日チェ されているか る			a b c
保守点検に要する用具 ※認定基準 4 (1)事業者は、酸素供給装置の酸	 【11】保守点検用	具の校正			A : 全てが a
素供給方式、機種等により、それ	装置に応じた保 ⁵ 校正されている <i>f</i>	3711170	用具を次表に示すとま	おり常備し、	B : cがなく a が2/3以上
ぞれ装置に応じた用具及び予備品 を準備し、緊急時にも十分対応で きるように、整備、点検に努めな	区分	酸素濃縮装置	酸素ボンベ方式に よる酸素供給装置	液化酸素装置	C: c がない D: A、B、C、E以外 E:全てが c
ければならない。 ただし、圧力計付酸素ボンベを	酸素濃度計	0	×	×	
使用する場合にあっては、圧力計	圧力計	×	○(注)	○(注)	
の具備を要しない。	流量計	0	0	0	
①酸素濃度計(センサーに消耗	消毒用具	0	0	0	_
性のあるものを含む)					
②圧力計 ③流量計 ④消毒用具 ⑤漏洩検知用具 (2)特に計測器(酸素濃度計、圧力計、流量計)は、次の事項が明記された校正マニュアルを作成し、それに従い少なくとも2年に1回	被検査 ・圧力計(の具備? ※尚、上記以外	いべ及び液化酸素 計器の最大目盛信 対酸素ボンベ及で を要しない。 外に圧力計付酸素		るものとする。 用する場合は、E 計付等でも上記と	王力計

認定基準に基づくチェック項目	チェックポイント	評価判定			
以上定期的に校正を実施し、その	資 器 材 具 備 状 況				
以工定期的に校正を実施し、その記録を保管しなければならない。	酸素濃度計 有・無・不要				
①校正の時期	E力計(ボンベ) 有・無・不要				
②校正責任者					
③校正の方法	流量計有・無				
④その他必要事項	消毒用具有・無				
(CO 1820 X 3 - X	漏洩検知用具 有・無・不要				
	1. 受託している保守点検業務に必要な用具を具備しているか	а с			
	a 備えている				
	c 備えていないものがある				
	2. 校正マニュアルは作成されているか	а с			
	a 作成している				
	c 作成していない				
	3. 酸素濃度計は校正されているか	a b c NA			
	a 毎年校正している				
	b 2年に1回以上校正している				
	c 校正していない NA 酸素ボンベ方式による酸素供給装置のみの場合				
	NA 液化酸素装置による酸素供給装置のみの場合 NA 受託実績がない場合				
	4. 圧力計は校正されているか	a c NA			
	a 校正している	a C NA			
	c 校正していない				
	NA 酸素濃縮装置のみの場合				
	NA 酸素濃縮装置のみの場合 NA 圧力計付酸素ボンベのみ使用の場合				
	NA 圧力計付液化酸素装置のみ使用の場合				
	NA 受託実績のない場合				
	5. 流量計は校正されているか	a c NA			
	a 校正している				
	c 校正していない				
	NA 受託実績のない場合				
	6. 校正記録は作成されているか	a b c NA			
	a 全ての用具の記録を作成している				
	b 一部記録洩れがある				
	c a、b以外				
	NA 受託実績のない場合				
	校正の実行				
	原 器 携帯用				
	カル 中 二 している している				
	農度計 していない していない				
	しているしている				
	圧力計 していない していない				
	しているしている				
	流量計 している している していない				
契約の締結 ※認定基準 6	【12】契約の締結	A:全てが a			
突約の締結 次認定基準 0 (1)事業者は、本サービスを提供	医療機関との間で取り交わされた契約書(写)を2,3件抽出し				
(1) 事業有は、本サービスを提供 するに当たっては、本サービスを	次のことを確認する。	D . C/J /d \ a /J /2//3/XT			
するにヨたうでは、本サービスを 委託する医療機関との間で、契約	大のことを確認する。 ※医療機関との受託実績のない場合は「NA」とする。	D:A、B、E以外			
を締結すること。	A E A IXIA C マスロスIRマンない M I IA I IV A] C 7 V 0	E:全てが c			
(2) 巫红の取能は 建各切外へ					

NΑ

(2) 受託の形態は、請負契約で

あること。

認定基準に基づくチェック項目	チェックポ	イント	評価判定
(3) 契約書には、次の事項を盛り 込まなければならない。	1. 契約は、請負(保守点検業務委託 a 請負契約である	毛及び賃貸借)契約であるか	а с
①医療機関名及び管理者名	c 請負契約でない		
②事業者名及び代表者名	2 契約の締結は書面をもって行って	71 × 3 10	a c
③サービスの内容	a 契約書がある	C (' ' ' ') /)	a c
4契約の期間	a		
(5)委託料	3. 契約書には、次の事項が網羅され	カアいろか	a b c
⑥免責事由	①医療機関名及び管理者名	有・無	u b c
(7契約内容の変更及び契約の解除	②事業者名及び代表者名	有・無	
⑧個人情報の保護	③サービスの内容	有・無	
9酸素供給装置の所有関係	④契約の期間	有・無	
⑩本サービスの医療機関への報告	⑤委託料	有・無	
⑪損害賠償	(委託料の項目が存在していること	を確認する。請負金額は白抜	
	き等で可)		
	⑥免責事由	有・無	
	⑦契約内容の変更及び契約の解除	有・無	
	⑧個人情報の保護	有・無	
	⑨酸素供給装置の所有関係	有・無	
	⑩本サービスの医療機関への報告	有・無	
	⑪損害賠償	有・無	
	⑫守秘義務	有・無	
	a 全て網羅している		
	b a、c以外		
	c 契約書の体をなしていない		
 本サービスの再委託について			
	 【13】再委託		A : 全てが a
受託した本サービスの履行は、	再委託について、次のことを確認する	ኝ .	B: cがなく a が2/3以上
受託事業者自ら行わなければなら	※再委託していない場合は「NA」と		C: c がない
ない。		- 7 90	D: A、B、C、E以外
ただし、次の要件を満たすとき			E:全てが c
は、受託した業務の一部、又は全			N A
部を他の事業者に再委託すること			
ができる。この場合、当該業務に	1. 再委託について医療機関の承認な	を得ているか	а с
対する最終責任は直接業務を受託	a 書面により承認を得ている		
した者が負わなければならない。	c 得ていない		
(1) 再委託先及び再委託する業	2. 再委託先		a c
務の範囲について、委託元であ	a 認定事業者である		
る医療機関から書面により承認	c 認定事業者でない		
を得ること。	3. 再委託先と契約が締結されている	るか	a c
(2) 再委託先は、原則として、	a 締結している		
本サービスの認定事業者である	c 締結していない	、三分 <i>生と</i> 似ました。	<i>L</i> .
こと。	4. 次の事項について、再委託先かり		
(3) 再委託先と契約が締結され ていること。	①雇用時及び定期健康診断の実施 ②保守点検に要する用具	犬況 有・無 有・無	a b c
(4) 再委託先から次の事項につ	3保守点検に 安 りる用具 3保守点検用具の校正状況	有・無	
いて、記録等を徴求し確認する	(4) 金字点を表現の作業記録 (4) 金字期保守点検の作業記録	有・無	
こと。	(5)設置・不具合時の作業記録	有・無	
①雇用時及び定期健康診断の実	⑥液化酸素装置の使用者への周知		
施状況	※液化酸素装置を取り扱っていない		
②保守点検に要する用具	⑦使用マニュアルの患者・家族への	の説明状況 有・無	
③保守点検用具の校正状況	⑧緊急時の連絡先の表示	有・無	
④定期保守点検の作業記録			

認定基準に基づくチェック項目	チェックポイント	評価判定
⑤設置・不具合時の作業記録 ⑥液化酸素装置の使用者への周知状況 ⑦使用マニュアルの患者・家族への説明状況 ⑧緊急時の連絡先の表示 (5) 医療機関へ作業報告書を提出しなければならない。 (6) 作業記録は2年間保管しなければならない。	a 全て確認している b 一部徴求洩れがある c a、b以外 5. 作業記録は2年間分保管されているか a 2年間分以上保管している ※受託期間が2年未満の場合は、その期間 b 1年間分以上保管している ※受託期間が2年未満の場合は、その期間の1/2以上 c a、b以外	a b c
	【14】元請から受託 元請から受託について、次のことを確認する。 ※受託していない場合は「NA」とする。 (医療機関との契約は無いが、窓口業者より保守点検・配送等の 業務を受託している事業者です)	A:全てが a B:cがなく a が2/3以上 C: c がない D: A、B、C、E 以外 E:全てが c N A
	 元請先 a 認定事業者である c 認定事業者でない 元請先と契約が締結されているか a 締結している c 締結していない 	a c
	3. 次の事項について、元請先に記録等を提出しているか ①雇用時及び定期健康診断の実施状況 有・無 ②保守点検に要する用具 有・無 ③保守点検用具の校正状況 有・無 ④定期保守点検の作業記録 有・無 ⑤設置・不具合時の作業記録 有・無 ⑥液化酸素装置の使用者への周知状況 有・無・NA ※液化酸素装置を取り扱っていない場合は「NA」とする。 ⑦使用マニュアルの患者・家族への説明状況 有・無 ⑧緊急時の連絡先の表示 有・無 a 全て確認している b 一部提出洩れがある c a、b以外	a b c
	4. 作業記録は2年間分保管されているか a 2年間分以上保管している ※受託期間が2年未満の場合は、その期間 b 1年間分以上保管している ※受託期間が2年未満の場合は、その期間の1/2以上 c a、b以外	a b c
サービスの実施方法 ※認定基準5 (2)業務関係帳票等の作成並びに 医療機関への作業報告 事業者は、次の帳票等を作成し、 2年間保管しなければならない。 また、これらの帳票等は医療機 関から求めがあったときは、開示 できるようにしておかなければな	【15】業務管理日誌 業務管理日誌について、次のことを確認する。 (帳票名は問わず、受託している全患者の保守点検が契約どおりに 行われ、次回点検時期が管理されるシステム等でも可とする) ※医療機関からの受託実績のない場合は「NA」とする。	A:全てが a B:cがなく a が2/3以上 D:A、B、E以外 E:全てが c N A

認定基準に基づくチェック項目	チェ	ックポイント	評価判定
らない。	1 学教管理日註(串老管理)	a帳等)には次の事項があるか	a c
ア、業務管理日誌	①使用者の氏名	有・無	
作業担当者又は業務実施者の日	②機 種	有・無	
常の保守業務を的確に管理するた	③設置場所 3.設置場所	有・無	
め、次の事項を明記した業務管理	4 4 4 関係医療機関名	有・無	
日誌を作成し、装置の使用状況を	⑤使用状況(流量等)	有・無	
常に把握しておくこと。	6保守点検状況	有・無	
①使用者の氏名	⑦次回の保守点検時期	有・無	
②機 種	a 全て網羅している		
③設置場所	c 項目に欠落がある		
④関係医療機関名	2. 業務管理の記録内容は適切	ፓ ታ	a c
⑤使用状況	a 適切である		
⑥保守点検状況	c 記録に漏れがある		
⑦次回の保守点検時期	※全受託患者の使用状況と次回	回の保守点検時期を把握していること	
	3. 業務管理の記録を保管して	ているか	а с
	a 2年間分以上保管してい	3	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	※受託期間が2年未満の場合	合は、その期間	
	c 適切に保管されていない		
イ.作業記録	 【16】酸素濃縮装置の設置作業	記録、使用マニュアル、機器の消毒	A:全てが a
作業の都度、それぞれ以下の事項	酸素濃縮装置の設置作業記録に	こより、次のことを確認する。	B:cがなくaが2/3以上
を含んだ作業記録を作成し、使用	※受託実績がない場合は「NA	A」とする。	
者の確認を得なければならない。	※酸素濃縮装置の取扱いを申記	青していない場合は「NA」とする。	D:A、B、E以外
①設置作業記録			E:全てが c
1) 作業年月日			N A
2) 設置時の点検項目			
3) 設置場所	1. 設置作業記録には次の事項	負があるか	a c
4) 引渡し時刻	①作業年月日	有・無	
5) 設置作業者名	②設置時の点検項目	有・無	
6) 使用者の確認	③設置場所	有・無	
	④引渡し時刻	有・無	
	⑤設置作業者名	有・無	
	⑥使用者の確認	有・無	
	a 全て網羅している		
	c 項目に欠落がある		
	2. 記録内容は適切か		a c
	a 適切である		
(5) 緊急時の対応体制等	c 記録に漏れがある	まましょ 物序のウェか ジロガン タマ	
エ、酸素濃縮装置の使用者に対し		変更した都度保守点検が実施されて	a c
ては、主治医の指示に基づき、 緊急用として酸素ボンベ又は携	いるか		
業志用として酸素ホンベスは携 帯用酸素ボンベを、酸素濃縮装	a 実施している c 実施していない		
市用政系ホノハを、政系展補表 置の近辺に設置すること。		 酸素ボンベを含む)は設置されて	
直の近辺に改直すること。	4. 系芯用酸系ホンハ (病情): いるか	日政糸がノハを占む) は故恒されて	a c
	a 主治医の指示どおり対応	ーフいる	
	c 主治医の指示どおりには	• •	
(9)酸素供給装置の使用マニュアル		出して、使用マニュアルを患者、	
ウ、医療機関との取り決めに基づ	家族等へ説明しているかを確認		
き、患者、家族等への説明を行	5 患者、家族等へ説明している。	· · · · · · ·	а с
わなければならない。	a 説明している		-
	c 説明していない		
	6. 使用者の確認印等はあるが) ¹	a b c

認定基準に基づくチェック項目	チェックポイント	評価判定
	a 全て確認印等がある	
	b 一部漏れがある	
	c a、b以外	
	7.設置作業記録は2年間分保管されているか	a b c
	a 2年間分以上保管している	
	※受託期間が2年未満の場合は、その期間	
	b 1年間分以上は保管している	
	※受託期間が2年未満の場合は、その期間の1/2以上	
	c a、b以外	
	使用者から回収した酸素供給装置について、次のことを確認する。	
	※回収した機器の全てをメーカー等へ配送し、消毒している場合は、	
	「NA」とする。	
	8.装置は消毒されているか	a c NA
	a 消毒している	
	с 消毒していない	
	(次のいずれかの方法で消毒されていれば可とする。)	
	〈消毒方法〉	
	□ ホルマリン燻蒸	
	□ 消毒用エタノール拭浄	
	□ イソプロパノール(イソプロピルアルコール) 拭浄	
	□ クロルヘキシジン製剤による拭浄	
	□ その他 ()	
	9. 消毒記録は作成されているか	a c NA
	a 作成している	
	c 作成していない	
	【17】酸素ボンベの設置作業記録、使用マニュアル	A:全てが a
	酸素ボンベ方式による酸素供給装置の設置作業記録により、	B:cがなくaが2/3以上
	次のことを確認する。	
	※受託実績がない場合は「NA」とする。	D:A、B、E以外
	※酸素ボンベ方式の取扱いを申請していない場合は「NA」とする。	E:全てが c
		N A
	 1. 設置作業記録には次の事項があるか	
	1. 改造作業に球には外の争項があるが ①作業年月日 有・無	a c
	②設置時の点検項目 有・無	
	②設置場所 有・無	
	4 引渡し時刻 有・無	
	(5)設置作業者名 有・無	
	6使用者の確認 有・無	
	a 全て網羅している	
	c 項目に欠落がある	
	2. 記録内容は適切か	a c
	a 適切である	
	c 記録に漏れがある	
	3. 設置時の保守点検が実施されているか	а с
	a 実施している	
	c 実施していない	
	□ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
	等へ説明しているかを確認する。	
	4. 患者、家族等へ説明しているか	а с
	a 説明している	
	c 説明していない	

認定基準に基づくチェック項目	チェックポイント	評価判定
	5. 使用者の確認印等はあるかa 全て確認印等があるb 一部漏れがあるc a、b以外	a b c
	6. 設置作業記録は2年間分保管されているか a 2年間分以上保管している ※受託期間が2年未満の場合は、その期間 b 1年間分以上は保管している ※受託期間が2年未満の場合は、その期間の1/2以上 c a、b以外	a b c
	【18】液化酸素装置の設置作業記録、使用マニュアル、機器の消毒液化酸素装置の設置作業記録により、次のことを確認する。 ※受託実績がない場合は「NA」とする。	A:全てが a B:cがなく a が2/3以上
	※液化酸素装置の取扱いを申請していない場合は「NA」とする。	D:A、B、E 以外 E:全てが c N A
	1. 設置作業記録には次の事項があるか ①作業年月日 有・無 ②設置時の点検項目 有・無 ③設置場所 有・無 ④引渡し時刻 有・無 ⑤設置作業者名 有・無 ⑥使用者の確認 有・無 a 全て網羅している	а с
	c 項目に欠落がある 2. 記録内容は適切か a 適切である c 記録に漏れがある	а с
	3. 設置時の保守点検が実施されているか a 実施している c 実施していない 設置作業記録等を5,6件抽出して、使用マニュアルを患者、家族 等へ説明しているかを確認する。	a c
	4. 患者、家族等へ説明しているかa 説明しているc 説明していない	а с
	5. 使用者の確認印等はあるかa 全て確認印等があるb 一部漏れがあるc a、b以外	a b c
	6. 設置作業記録は2年間分保管されているか a 2年間分以上保管している ※受託期間が2年未満の場合は、その期間 b 1年間分以上は保管している ※受託期間が2年未満の場合は、その期間の1/2以上 c a、b以外 使用者から回収した液化酸素装置について、次のことを確認する。 ※回収した機器の全てをメーカー等へ配送し、消毒している場合は、 「NA とする。	a b c
	7.装置は消毒されているか	a c NA

認定基準に基づくチェック項目	チェックポイント	評価判定
	a 消毒している c 消毒していない (次のいずれかの方法で消毒されていれば可とする (消毒方法) □ホルマリン燻蒸 □消毒用エタノール拭浄 □イソプロパノール(イソプロピルアルコー) □クロルヘキシジン製剤による拭浄 □その他 () 8. 消毒記録は作成されているか a 作成している c 作成していない	
②保守点検作業記録(配送時と定期) 1)作業年月日 2)保守点検項目 3)使用状況 4)保守点検開始・終了時刻 5)処置項目 6)保守点検作業者名	【19】酸素濃縮装置の保守点検、作業記録 保守点検作業記録により、次のことを確認する。 ※受託実績がない場合は「NA」とする。 ※酸素濃縮装置の取扱いを申請していない場合は	A:全てが a B:cがなく a が2/3以上 「N A」とする。
7) 使用者の確認 (1) 保守点検 事業者は、酸素供給装置の配送、 設置時の点検及び機種に応じた間 隔で保守点検を行うこと。	1. 保守点検作業記録には、次の事項があるか ①作業年月日 有・無 ②保守点検項目 有・無 ③使用状況 有・無 ③使用状況 有・無 ⑤処置項目 有・無 ⑥保守点検作業者名 有・無 ⑥使用者の確認 有・無 a 全て網羅している c 項目に欠落がある 2. 作業記録は作成されているか ※使用者を特定し、当該3回分について、保守点検がれていることを確認する。 〈確認〉 (1)前回分 有・無 a 作成している a 作成している a 作成している こ 一部作成漏れがある	a c NA
	NA 保守点検が継続して3回未満の場合 3. 定期保守点検は使用時間5,000時間 又は6か月. ているか a 実施している c 点検間隔を超えた実施である 4. 記録内容は適切か a 適切である c 記録に漏れがある 5. 作業記録は2年間保管されているか a 2年間分以上保管している ※受託期間が2年未満の場合は、その期間 b 1年間分以上は保管している ※受託期間が2年未満の場合は、その期間の1/ c a、b以外	a c

認定基準に基づくチェック項目	チェックポイント	評価判定
	[00] ##±100	
	【20】酸素ボンベの保守点検、作業記録	A:全てが a
	(緊急用ボンベ及び携帯用ボンベを含む)	B:cがなく a が2/3以上
	保守点検作業記録により、次のことを確認する。	D.A.D.ENA
	※受託実績がない場合は「NA」とする。	D: A、B、E以外
	※酸素ボンベ方式の取扱いを申請していない場合	
		N A
	1. 保守点検作業記録には、次の事項があるか	а с
	①作業年月日 有・無	
	②保守点検項目 有·無	
	③使用状況 有・無	
	④保守点検開始・終了時刻 有・無	
	⑤処置項目 有・無	
	⑥保守点検作業者名 有・無	
	⑦使用者の確認 有・無	
	a 全て網羅している	
	c 項目に欠落がある	
	2.作業記録は作成されているか	a c NA
	※使用者を特定し、当該3回分について、保守点検	が継続して実施さ
	れていることを確認する。	
	〈確認〉	
	(1)前回分 有・無	
	(2)前々回分 有・無	
	a 作成している	
	c 一部作成漏れがある	
	NA 保守点検が継続して3回未満の場合	
	3. 定期保守点検は6か月以内に実施されている: a 実施している	b a c
	c 点検間隔を超えた実施である	
	4.酸素の配送時の保守点検が実施されているか	а с
	4. 酸素の配合所の体寸点候が 天旭されているが a 実施している	a C
	c 実施していない	
	5 元録内容は適切か	а с
	a 適切である	
	c 記録に漏れがある	
	6. 作業記録は2年間保管されているか	a b c
	a 2年間分以上保管している	
	※受託期間が2年未満の場合は、その期間	
	b 1年間分以上は保管している	
	※受託期間が2年未満の場合は、その期間の1	/2以上
	c a、b以外	
 (4)液化酸素装置の使用者への災	 【21】液化酸素装置の保守点検、作業記録、使用者	への説明 A:全てが a
害防止に関する説明義務	保守点検作業記録により、次のことを確認する。	B:cがなくaが2/3以上
事業者は、高圧ガスによる災害	※受託実績がない場合は「NA」とする。	
の発生を防止防止するため、次の	※液化酸素装置の取扱いを申請していない場合は	「NA」とする。 D:A、B、E以外
事項に関して記載した書面を用い		E:全てが c
て使用者に説明を行うとともに、		N A
使用者の確認を得た記録を2年間		
保管しなければならない。	1. 保守点検作業記録には、次の事項があるか	а с
	①作業年月日 有・無 ②保空点検項目 ち・無	
	②保守点検項目 有・無	

認定基準に基づくチェック項目	チェッ	クポイント		評価判定
	0.11 = 11.1=			
	③使用状況	有・無		
	④保守点検開始・終了時刻	有・無		
	⑤処置項目	有・無		
	⑥保守点検作業者名	有・無		
	⑦使用者の確認	有・無		
	a 全て網羅している			
	c 項目に欠落がある			
	2. 作業記録は作成されている。			a c NA
	※使用者を特定し、当該3回分に	ついて、保守点検が継続	して実施さ	
	れていることを確認する。			
	《確認》			
	(1)前回分	有・無		
	(2)前々回分	有・無		
	a 作成している			
	c 一部作成漏れがある			
	NA 保守点検が継続して 3 回未			
	3. 定期保守点検は6か月以内(こ実施されているか(子	容器に限る)	a c
	a 実施している			
	c 点検間隔を超えた実施であ			
	4. 配送時の保守点検が実施さ	れているか		а с
	a 実施している			
	c 実施していない			
	5. 記録内容は適切か			a c
(•) > + // T/\ + //	a 適切である			
(4)液化酸素装置の使用者への災	c 記録に漏れがある			
害防止に関する説明義務	6. 作業記録は2年間保管されて	ているか		a b c
事業者は、高圧ガスによる災害	a 2年間分以上保管している	1 7 0 HORR		
の発生を防止防止するため、次の	※受託期間が2年未満の場合は	- , - ,,,,,		
事項に関して記載した書面を用い	b 1年間分以上は保管してい	_	. 1	
て使用者に説明を行うとともに、	※受託期間が2年未満の場合は	よ、その期间の 1 / ∠以	· <u>L</u>	
使用者の確認を得た記録を2年間 保管しなければならない。	ca、b以外	カのマレな歴刻士で		
休官しなりれはなりない。 ①装置の液化酸素に対する適応	周知書面及び周知記録により、	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
世紀 世紀 世紀 世紀 世紀 世紀 世紀 関する基本的な事項	※液化酸素装置を再委託している 7.周知書面には、次の事項がる			
②装置の操作、管理及び点検に	1. 同和音画には、次の争項がる		有・無	a c
関し注意すべき基本的な事項	②装置の操作、管理及び点検			
③装置を使用する場所の環境に	③使用する場所の環境に関する	,	有・無	
関する基本的な事項	④装置の変更に関し注意すべ		有・無	
例外の基本的な事項 ④装置の変更に関し注意すべき	⑤緊急の措置及び連絡に関する		有・無	
基本的な事項	⑥災害の発生の防止に関する 「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		有・無	
(S)ガス漏れを感知した場合、液	a 全て網羅している	r x	H	
化酸素による災害が発生し、	c 項目に欠落がある			
又は発生するおそれがある場	8. 使用者の確認印等があるか			а с
合に使用者が取るべき緊急の	a 確認印等がある			<u> </u>
措置及び事業者等に対する連	c 確認印等がない			
絡に関する基本的な事項	9 周知記録は2年間保管されて	ていろか		a b c
⑥前各号に掲げるもののほか、	a 2年間分以上分保管してい			
液化酸素による災害の発生の	※受託期間が2年未満の場合			
防止に関し必要な事項	b 1年間分以上は保管してい			
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	※受託期間が2年未満の場合		Ŀ	
	ca、b以外	- , C - //ujfu / //	-	
•				

②政策 4 所
NA 作成後 1 年を経過していない場合

認定基準に基づくチェック項目	チェック	ウポイント 	評価判定
	【25】液化酸素装置の標準作業書		A:全てが a
	液化酸素装置の標準作業書には次	の事項があるか	A ・宝 C が a B : c が な く a が 2/3 以
	※液化酸素装置の取扱いを申請し		C: c がない
	(確認項目)	CONSTRUCTION CASE	D:A、B、C、E以外
	①設置場所	有・無	E:全てが c
	②火気からの距離	有・無	N A
	③通風換気状態	有・無	1111
	④温度上昇防止策	有・無	
	⑥ガス流路の漏れ	有・無	
	9警報装置の異常	有・無	
	⑩流量計の機能	有・無	
	①酸素供給装置の外観	有・無	
	⑫消火器の設置	有・無	
	① 残量	有・無	
	1.全項目を網羅しているか		a b c
	a 全て網羅している		
	b 一部項目に欠落がある		
	c a、b以外		
	2. 常備しているか		а с
	a 常備している		
	c 常備していない		
	3. 定期的に見直しが行われてい	るか	a b c NA
	a 毎年定期的に見直しを行って	いる	
	b 毎年ではないが見直しを行っ	っている	
	(過去2年以內)		
	c a、b以外		
	NA 作成後1年を経過していない	い場合	
(8)業務案内書	【26】業務案内書		A:全てが a
次の事項を明記した業務案内書	業務案内書について、次のことを	確認する。	B:cがなく a が2/3以
を常備し、医療機関等に対して、			C: cがない
契約を締結する前に提示するもの			D:A、B、C、E以外
とする。			E:全てが c
また、定期的に見直しをしなけ			
ればならない。	1. 常備しているか		а с
①事業者の管理体制	a 常備している		
②規模や受託業務に応じた配置	c 常備していない		
人員	2. 医療機関との契約締結前に提		a b c NA
③酸素供給装置設置のための標	a 提示している(全ての医療機	関)	
準的作業の要点	b 提示している(一部の医療機	関)	
④酸素配送時に行う酸素供給装	c 全て提示していない		
置の保守点検、そのための標	NA 未契約事業者(受託実績無)	の場合	
準的作業の要点	3. 定期的に見直しが行われている		a b c NA
⑤酸素供給装置定期保守点検の	a 毎年定期的に見直しを行って		
ための標準的作業の要点	b 毎年ではないが見直しを行っ	っている	
⑥酸素供給装置不具合時の標準	(過去2年以内)		
的作業の要点	c a、b 以外		
⑦酸素供給装置不具合時・事故 時の連絡先、対応方法	NA 作成後1年を経過していない	い場合	
⑧本サ−ビスにおける過去の苦			
情事例及び原因と対処方法			

認定基準に基づくチェック項目	チェックポイント		評価判定
(9)酸素供給装置の使用マニュアル	 【27】取扱い機種の使用マニュアル		A:全てが a
ア.事業者は、酸素供給装置の使	取扱い機種の使用マニュアルにより、次のことを確認。	する。	
用マニュアルを取り揃えておか	※酸素ボンベ及び付属品等についても確認する。		C: c がない
なければならない。また、医療			D:A、C、E以外
機関から求めがあった場合は、			E : 全てが c
これを提供しなければならない。			
イ.マニュアルには次の事項につ	1. 取扱い機種のマニュアルを取り揃えているか		a b c
いて、わかりやすく説明がなさ	a 全て取り揃えている		
れていなければならない。	b 一部補充を要するが概ね取り揃えている		
①作成又は改訂年月	c a、b以外		
②承認番号等	2. 取扱い機種のマニュアルは容易に取り出せるように	に整理されて	a c
③類別及び一般的名称等	いるか		
④販売名	a 整理されている		
⑤各部の名称及び機能	c 整理が不十分		
⑥装置の仕様			
⑦操作方法又は使用方法			
⑧使用上の注意			
⑨異常時の対処方法			
⑩緊急連絡先			
①日常点検及び手入れ			
②製造業者又は輸入販売業者の			
氏名又は名称及び住所等			
(酸素ボンベ、液化酸素装置の場合)			
次の事項について、患者、家族			
等が応急にとるべき処置方法が記			
載されていることを確認する。			
③流量の低下・ガス漏れ ④火災の発生			
国外人の先生 ⑤バルブ等の凍結や凍傷の手当			
(液化酸素装置のみ)			
⑥外出時の事故			
(6)患者、家族等との対応	【28】患者、家族等対応マニュアル		A:全てが a
ア、事業者は、従事者が患者、家	ま者、家族等に接する際の対応について、次のことをそ	確認する。	B:cがなくaが2/3以上
族等に接する際に心得ておかな			
ければならない次のような事項			D:A、B、E以外
についてマニュアルを作成し、			E:全てが c
従事者に周知しなければならな			
い。	1. マニュアルは作成されているか		а с
①個人のプライバシーを侵害し	a 作成している		
ない。	c 作成していない		
②正当な理由がなく、業務上知	2. マニュアルには次の事項があるか		a b c
り得た秘密を漏らしてはなら	①個人のプライバシーを侵害しないこと	有・無	
ない。	②正当な理由がなく、業務上知り得た秘密を漏ら		
③医療上の言動と紛らわしい言	してはならないこと	有・無	
動は行わないこと。	③医療上の言動と紛らわしい言動は行わないこと	有・無	
④その他必要事項	a 適切に記載している		
イ.また、患者、家族等からの連	b 一部補足を要するが概ね適切に記載している		
絡時の対応方法について、次の	c a、b以外		
事項が明記された対応マニュア	3. 従事者への周知は十分行われているか		a c
ルを作成し、従事者に周知しな	a 周知している		
ければならない。	c 周知していない		
①連絡・対応体制	《周知方法》		
②対応方針	□ 研修		

認定基準に基づくチェック項目	チェックポイント	評価判定
③その他必要事項	□ マニュアル配付	
	□ ミーティング	
	□ その他()	
 (5) 緊急時の対応体制等	【29】患者、家族からの連絡体制	A:全てが a
ア、患者、家族等からの連絡に対	患者、家族からの連絡体制について、次のことを確認する。	B:cがなくaが2/3以上
し、祝祭日を含めた24時間対		
応が可能な体制を整えること。		D:A、B、E以外
イ. 緊急時の対応の一つとして、		E:全てが c
医療機関との間で取り決められ		
た緊急時の連絡先を酸素供給装	1. 連絡受信体制が整備されているか	a c
置にわかりやすく表示しなけれ	a 整備されている	
ばならない。	c 整備されていない	
	2. 受信後の対応体制が整備されているか	a c
	a 整備されている	
	c 整備されていない	
	酸素供給装置に表示する(緊急時を含む)連絡先を確認する。 3 表示物があるか	a c NA
	a 表示物がある	a C NA
	c 表示物がない	
	NA 受託実績がない場合	
(6)患者、家族等との対応	4. マニュアルは作成されているか	a c
イ.また、患者、家族等からの連	a 作成している	
絡時の対応方法について、次の	c 作成していない	
事項が明記された対応マニュア	5. マニュアルには次の事項があるか	a b c
ルを作成し、従事者に周知しな	①連絡を受けた際の連絡報告体制 有・無	
ければならない。	②連絡を受けた際の対応方針 有・無	
①連絡・対応体制	a 適切に記載している	
②対応方針	b 一部補足を要するが概ね適切に記載している	
③その他必要事項	c a、b以外	
(10)安定したサービスの提供	【30】代行保証体制	A:全てが a
ア.事業者は、一時的に受託業務	代行保証について、次のことを確認する。	
の全部又は一部の遂行が困難と	※受託実績のない場合は「N A]とする。	C: cがない
なった場合にも継続してサービ	※医療機関との契約は無いが、窓口業者より保守点検・配送等の	D:A、C、E以外
スを提供できるよう、あらかじ	業務を受託している事業者は必要です。	E:全てが c
め次のいずれかによる代行体制		N A
を整備しておかなければならな	1. 代行保証体制は整備されているか	a b c
┃ い。 ┃ この場合、代行保証事業者は、	a 代行保証契約等	a b c
患者の居宅等に2時間程度以内	□他の認定事業者と契約	
にサービスの提供が行えること	□ 自社の認定事業所間	
を目安とする。	b 代行保証契約等	
①振興会の医療関連サービスマ	□ 他の未認定事業者と契約	
ーク認定事業者との間で代行	高度管理医療機器販売業・貸与業の許可書 有	
保証契約を締結する。	医薬品販売業許可書、高圧ガス販売事業届 有	
②社内の他事業所・支店等から	□ 自社の未認定事業所間	
継続してサービス提供を実施	高度管理医療機器販売業・貸与業の許可書有	
する体制を構築する。	医薬品販売業許可書、高圧ガス販売事業届有	
イ、代行の実施が必要となった場合・の対応のもは、次の専項が	C a、b以外	
合への対応のため、次の事項が 記載されたマニュアル及び代行	2. 代行事業者(自社の事業所含む)から要する時間 a 2時間以内(又は100㎞以内)	a b c
対応体制図等を作成し、従事者	a 2 時間以内 (又は100km以内) b 2 時間以上かかるが、代行としての機能をはたせる場合	
並びに委託元である医療機関に	c 時間的に実働が伴わない場合	

認定基準に基づくチェック項目	チェックポイント	評価判定
認定基準に基づくチェック項目 周知しておくこと。 ①代行者の名称及び連絡窓口 ②連絡方法 ③代行業務の内容及び期間 ④その他必要事項 ウ.代行保証に基づく代行は、業務を再開できるに至ったときは、速やかに解除するものでなければならない。	### ### ### ### #####################	A:全てが a
(5) 緊急時の対応体制等 オ. 緊急・災害対応体制等 事業者は緊急・災害対応について、 次の項目を明記したマニュアルを 作成すること。	a 周知している c 周知していない 4. 医療機関へ周知しているか a 周知している c 周知していない 【32】緊急・災害対応体制 緊急・災害対応について、次のことを確認する。	a c C A:全てが a B:aとb C:全てが b D:A、B、C、E以外 E:全てが c
①目的 ②平時の準備 ③開始基準 ④患者の被災状況の確認 ⑤患者支援活動 ⑥代行(支援)体制、支援事業者 との対応体制図 なお、作成に当たっては、(一社) 日本産業・医療ガス協会が令和5年3月に発行した 「在宅酸素供給装置の保守点検事業者 のための緊急・災害対応体制の整備 に関する手引書」を参照すること。 また、代行(支援)事業者(自社 の事業所を含む)から要する時間 は、2時間以上又は100km以上 を目安とする。	③平時の準備 有 ③開始基準 有 ④患者の被災状況の確認 有 ⑤患者支援活動 有	・無 ・無 ・無 ・無 ・無・NA 「NA」とする。
(2)業務関係帳票の作成並びに医療機関への作業報告イ.作業記録③装置の不具合時の作業記録1)通報者名2)通報時刻	【33】不具合時の作業記録、対応マニュアル 装置の不具合時の作業記録により、次のことを確認する ※帳簿名は問わない、分冊でも可とする。 (緊急・苦情記録および作業記録に要求事項が記載され 可とする。) ※不具合とは火災事故を含む	C:cがない

認定基準に基づくチェック項目	チェックポイント	評価判定
認定基準に基づくチェック項目 3) 受信者名 4) 作業年月日 5) 原因 6) 項目等の処置事項 7) 処置開始・終了時刻 8) 使用部品名 9) 作業者名 10) 業務責任者の確認 11) 使用者の確認	1. 不具合時の作業記録には、次の事項があるか ①通報者名 有・無 ②通報時刻 有・無 ③受診者名 有・無 ④作業年月日 有・無 ⑤原因 有・無 ⑥項目等の処置事項 有・無 ⑦処置開始・終了時刻 有・無 ⑦処置開始・終了時刻 有・無 ⑨作業者名 有・無 ⑨性用部品名 有・無 ⑩性用者の確認 有・無 ①使用者の確認 有・無 a 全て網羅している c 項目に欠落がある NA 受託実績がない場合は 2. 作業記録は作成されているか a 作成している c 作成していない NA 受託実績がない場合は	a c NA
(5)緊急時の対応体制等 事業者は、緊急時に備え、次の ことを行わなければならない。 ウ.次の事項を盛り込んだ、装置 の不具合時の対応マニュアルを 作成し、従事者に周知しなけれ ばならない。 ①現地訪問体制 ②点検項目と順序 ③不具合時発生の原因調査 ④使用者への説明 ⑤作業記録の作成 ⑥作業報告書の作成	3. 作業記録は2年間保管されているか a 2年間分以上保管している ※受託実績が2年未満の場合は、その期間 b 1年間分以上は保管している ※受託実績が2年未満の場合は、その期間の1/2以上 c a、b以外 NA 受託実績がない場合は 不具合時の対応マニュアルにより、次のことを確認する。 ※緊急・苦情対応マニュアルで併せて対応している場合はNAとする。 4. マニュアルが作成されているか a 作成している c 作成していない 5. マニュアルには次の事項があるか ①受信体制 ②現地訪問体制 ③不具合の発生の原因調査 有・無 ②使用者への説明 有・無 ⑤使用者への説明 有・無 ⑥作業報告書の作成 a 適切に記載している b a、c 以外	a b c NA a b c NA
緊急・苦情対応体制の整備 ※認定基準 8 (1) 事業者は、次の事項が明記された緊急・苦情対応マニュアルを作成しかつ、社内体制を整備することにより、緊急・苦情に対して、迅速かつ円滑に処理が行えるようにしておかなければならない。 ①緊急・苦情を受けた際の連絡報告体制	c ①~③、⑤に欠落がある 【34】緊急・苦情対応マニュアル 緊急・苦情対応について、次のことを確認する。 1. マニュアルは作成されているか a 作成している c 作成していない	A:全てが a D:A、E以外 E:全てが c

認定基準に基づくチェック項目	チェックポイント		評価判定
②緊急・苦情内容に対する調査、 対応方針の決定 ③医療機関、患者等への対応 ④その他必要事項	2. マニュアルには、次の事項等があるか ①緊急・苦情を受けた際の連絡報告体制 ②緊急・苦情内容に対する調査、対応方針の決定 ③医療機関、患者等への対応 ④緊急・苦情対応体制図 a 全て網羅している c 欠落がある 3. 緊急・苦情対応マニュアルを従事者へ周知している a 周知している c 周知していない 〈周知方法〉 □研修 □マニュアルを配付 □ミーティング □その他()	有有有有かか	a c
(2) 緊急・苦情の内容及び対応措置について、記録を作成し、2年間保管しなければならない。	【35】緊急・苦情対応記録 緊急・苦情対応記録により、次のことを確認する。 1. 緊急・苦情対応記録には次の項目があるか ※受託実績がない場合は、書式に必要項目があるか否が の緊急・苦情発生の日時 ②相手先の名称又は発生場所 ③対応者 ④緊急・苦情内容 ⑤対応措置 ⑥再発防止策 a全て網羅している ba、c以外 c①~④に欠落がある 2. 緊急・苦情がない場合 Ⅱ. 受託実績がない場合 Ⅱ. 受託実績がない場合 Ⅱ. 受託実績がないるか a 2年間分以上保管している ※受託期間が2年未満の場合は、その期間 b1年間分以上は保管している ※受託期間が2年未満の場合は、その期間 b1年間分以上は保管している ※受託期間が2年未満の場合は、その期間 b1年間分以上は保管している ※受託期間が2年未満の場合は、その期間 b1年間分以上は保管している ※受託期間が2年未満の場合は、その期間 b1年間分以上は保管している ※受託期間が2年未満の場合は、その期間		A:全てが a B:cがなく a が 2/3以上 C:cがない D:A、B、C、E以外 E:全てが c a b c A b c NA